

## Ⅷ 在留資格の取得方法

海外に居住する外国人（以下「本人」という。）が本学に入学するには、日本に留学生として滞在して勉強する在留資格「留学」を取得する必要があります。これは、日本の法律である「出入国管理及び難民認定法」で定めているものです。

この在留資格を取得するためには、日本国内に在住する親族や本学の指導教員等（以下「代理人」という。）が日本国内の法務省地方入国管理局に「在留資格認定証明書交付申請書」を本人に代わって申請し、特に問題がなければ、1月から3月後に「留学」の「在留資格認定証明書」が代理人に送付されます。代理人はそれを本人に送付し、本人が居住する国内に所在する日本の在外公館に、査証（ビザ）の申請書、在留資格認定証明書、旅券（パスポート）及び指定された書類を添付して申請することで、数日後に査証（ビザ）も交付を受けることができます。